

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

釧路国民年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から49年3月まで

私は転職の都度、厚生年金保険から国民年金へ切り替えていた。

申立期間については、当時勤務していた事業所の代表者が加入手続を行い、保険料を納付していたはずなので、国民年金保険料納付を確認できる給料明細書等の資料は無いが、申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年4月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人はこの頃に加入手続したものと推察される上、申立人に対し、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、給与から国民年金保険料が控除され、勤務していた事業所の代表者が保険料を納付していたと主張しているところ、当該代表者は既に死亡しているため、同代表者の妻に照会したものの、「申立人が勤務していたことは間違いないが、当時の賃金台帳等の資料は廃棄済みのため、給与から国民年金保険料を控除していたかどうかについては分からない。」と供述しており、当該事業所が申立人の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情が確認できない上、制度上、当該事業所に国民年金保険料の納付義務は無い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から63年3月まで
昭和62年4月に入社した会社が厚生年金保険に未加入のため、同年6月頃にA市役所で国民年金に加入した。その際、20歳まで遡って保険料を納付できるとの説明を受け、後日送付された納付書で保険料を納付したため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年6月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳記号番号の前後の番号を持つ任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、申立人の加入手続時期は63年1月から平成元年2月頃であったと推認されることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間のうち昭和59年10月から62年3月までの期間については、申立人は大学生であったことから、当該期間は任意加入期間に該当し、推認される加入手続時期において、制度上、遡って加入することができない上、未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期に、別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、A市役所に照会したところ、「申立期間当時、市役所が過年度分の保険料納付書を発行することは不可能である。」との回答を得ている。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。